



2021年4月5日

各 位

会 社 名：株式会社 あ さ ひ
代 表 者 名：代表取締役社長 下田佳史
(東証第一部：コード番号：3333)
問 合 せ 先：取締役経理部長 古賀俊勝
電 話 番 号：06(6923)7900

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年5月15日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年2月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、2021年5月15日開催予定の第46回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、現行定款第30条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴う条数の修正、文言の整備その他所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年5月15日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年5月15日(予定)

以上

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ～ 第 3 条 (条文省略)	第 1 条 ～ 第 3 条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。	第 4 条 当社の公告は、電子公告により行 <u>な</u> う。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行 <u>な</u> う。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 5 条 ～ 第 11 条 (条文省略)	第 5 条 ～ 第 11 条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第 12 条 ～ 第 14 条 (条文省略)	第 12 条 ～ 第 14 条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行 <u>な</u> う。
2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。	2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行 <u>な</u> う。
第 16 条 ～ 第 17 条 (条文省略)	第 16 条 ～ 第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条 (条文省略)	第 18 条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は 10 名以内とする。
(新 設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)</u> は、 <u>5 名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 20 条 当社の取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使す	2 取締役の選任決議は、議決権を行使す

現行定款	変更案
<p>ることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>ることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条 ～ 第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 ～ 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 32 条 <u>当社の監査役は 5 名以下とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p>	<p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 32 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 33 条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
<p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、出席した<u>監査等委員</u>の過半数をもって行なう。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>第 38 条 <u>監査役会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>第 35 条 <u>監査等委員会</u>の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p>
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p>
<p>第 39 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 42 条 ～ 第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条 ～ 第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 47 条 <u>当社は、定時株主総会の決議によって、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という）を行う。</u></p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、定時株主総会の決議によって、毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という）を行なう。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 48 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 43 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</u></p>
<p>第 49 条 (条文省略)</p>	<p>第 44 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 46 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条の定めるところによる。</p>